

ポートフォリオうんちく (7)

前はポートフォリオを構成する証拠資料、共同作業、省察の3つの主要な要素のうち、証拠資料の書き方について考えました。今回は学習方法について考えてみたいと思います。学習方法には自習だけでなく、講義、演習、実習、ディスカッションなどいくつかの方法があるこ

とは薬学部学生の実務実習の受入れなどでご存じのことと思います。JPALSではどのような学習形式でも記録可能ですが、ここでは道薬誌で学んだことについての共同作業について考えてみたいと思います。

「道薬誌」本号(2月号)『話題のクスリ』についての実践記録

テーマ	レグテクト®錠333mg	学習目標：アルコール依存症における薬物治療の展開について理解する。
【開発の目的・経緯】	アカンプロサートカルシウムはフランスのメラム社でGABA様作用を有する薬物として、アルコール自発摂取抑制作用が確認されたことから、断酒の維持を目的としたアルコール依存症治療薬として開発された。	【禁忌】 高度の腎障害のある患者
【薬理作用・作用機序】	中枢神経系に作用し、アルコール依存で亢進したグルタミン酸作動性神経活動を抑制することで神経伝達の均衡を回復し、飲酒欲求を抑制する。	【服薬指導のポイント】
【効能・効果】	アルコール依存症患者における断酒維持の補助 ＜注意＞	・悪心や嘔吐等の上部消化管障害が認められたため腸溶錠として開発されたので、そのままの状態で服用する。 ・主な副作用は下痢(整腸剤で対処する)
【用法・用量】	通常、成人にはアカンプロサートカルシウムとして666mgを1日3回食後に経口投与。	◎自分流まとめ 断酒補助薬 = 脳に作用する。 ○ アカンプロサートカルシウム 飲みたい欲求を抑える。お酒以外にも効くかも? 抗酒薬 = 肝臓に作用する アセトアルデヒドの分解を抑制し不快感与える。 ○ シアナマイド 効果発現が約15分と早く強力だが、作用時間が24時間と短い。 ○ ジスルフィラム 効果発現が数時間を要し、作用は約14日間持続。
【薬価】 333mg 1錠 50.10円		アルコール依存症治療の薬物治療は、抗酒薬と断酒補助薬の投与タイミングを考え、相互作用など起きる可能性も低いことから併用も展開されているようです。

添削コメント

このポートフォリオ記録例はアルコール依存症の薬物療法、アカンプロサートの特徴について要点を良くまとめてある記録と思います。薬の特徴について薬理作用、効能・効果、使用上の注意事項、用法用量が記録しており、後日読み直しても役に立つ基本的な情報がまとめてあると思います。また、アルコール依存症に用いる他の薬剤との比較もまとめてあることでこの薬剤の特徴について理解が深まるポートフォリオになっていると思います。

このポートフォリオの学習方法は自習に相当しますが、共同作業も理解を深める学習方法になります。さまざまな学習方法を試して、記録を作ってみるのも良いと思います。例えば他の職員とディスカッションしてみると、自分自身では気づかなかった点とか、違う見方によって、さらに理解を深めることが出来るかもしれません。

北海道大学大学院 薬学研究院

臨床薬学教育研究センター 准教授 柴山 良彦

国試問題を解いてポートフォリオを書いてみよう！

◆ JPALS 国家試験問題 ◆

問1-2

保険調剤を行うに当たって、薬剤の特性や患者からの情報をもとに調剤方法や投与方法を工夫することも、薬剤師の重要な業務である。その1つに分割調剤が挙げられる。

(法規)

問1 薬局において分割調剤を行い、調剤済みとならなかった場合の薬剤師の対応として、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 処方せんに調剤済みの旨を記入しなかった。
- 2 調剤録に調剤料を記入しなかった。
- 3 処方せんに記名押印した。
- 4 処方せんは薬局で保管し、コピーを患者に渡した。

(実務)

問2 処方せん受付時に患者から得た情報によって薬剤師が対応した事例のうち、分割調剤に関わる調剤報酬を算定できる行為はどれか。2つ選べ。なお、処方せんには先発医薬品が記載されており、後発医薬品への変更を不可とする旨の記載はなかったものとする。

- 1 患者が後発医薬品への変更不安をもち、14日分処方のところ、1回目の調剤として後発医薬品を5日分交付した。
- 2 患者が後発医薬品への変更不安をもち、30日分処方のところ、先発医薬品と後発医薬品をそれぞれ15日分交付した。
- 3 新たに抗がん剤が7日分処方され、患者が副作用に強い不安をもち、1回目の調剤として3日分交付した。
- 4 吸湿性がある薬剤が60日分処方され、1回目の調剤として安定性が保証されている30日分を交付した。
- 5 トリアゾラム®錠0.25mgの処方であったが、患者が半分を割って服用していることがわかったので、0.25mg錠を半分を分割して交付した。

▶解説◀

解説：第98回薬剤師国家試験 複合問題より。

問1 解答：1 3

- 1 正 調剤済みとならなかった処方せんには、調剤済みの旨ではなく調剤量を記入する。(薬剤師法第26条)
- 2 誤 調剤録には、調剤量の他に調剤年月日、調剤した薬剤師の氏名、同意を得て医薬品を変更した場合の内容、疑義照会時の回答内容、薬剤師の記名押印又は署名等を記入する。(同法施行規則第16条)
- 3 正 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに調剤済みの旨（その調剤によって、当該処方せんが調剤済みとならなかったときは調剤量）、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。(同法第26条)
- 4 誤 薬局で保管義務があるのは、調剤済みとなった処方せんである。(同法第27条) 調剤済みとならなかった処方せんは、患者に渡すことができる。

問2 解答：1 4

- 分割調剤に関わる調剤報酬(調剤基本料)を算定できる行為は、以下の場合がある。
- ①長期投薬(14日分を超える投薬)に関わる処方せん受付において、薬剤の保管が困難であること等の理由により分割して調剤を行った場合。
 - ②処方せんに記載された先発医薬品を初めて後発医薬品に変更して調剤を行う場合で患者の希望等があるときに、後発医薬品を試すことができるよう分割して調剤を行った場合。